

さいたま市食の安全基本方針
アクションプラン
＜平成31(2019)年度＞
(素案)



目 次

| | |
|---|----|
| 1 策定の趣旨 | 1 |
| 2 アクションプランの性格 | 2 |
| 3 計画期間 | 2 |
| 4 進行管理 | 2 |
| 5 施策の体系図 | 3 |
| 6 個別施策 | |
| I 食の安全に関する情報を迅速にわかりやすく提供します | 5 |
| II 食の安全に関する相談に積極的に応じます | 8 |
| III 食品の安全性を確保するための監視、指導 及び検査を強化します | 9 |
| IV 事業者の自主的な衛生管理と食品表示の 適正化を推進します | 13 |
| V 安全で安心できる食生活の一助として、 地産地消を推進します | 15 |
| VI 市民一人ひとりが食を大切に思う気持ちと、望ましい 食習慣を身につけるため、「食育」を推進します | 16 |

1 策定の趣旨

「食」は、私たちが生きていくうえで欠かすことのできない重要なものです。現在わが国は、世界各国から様々な食品を輸入する一方で、国内で製造される食品も生産から消費までの過程は複雑多様化し、消費者の目からは不透明な状態のものもあります。

このようななか、食品への異物混入に関する問題、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルスやカンピロバクターを原因とする食中毒事件の多発など、市民の食に対する不安を増大させるような事案が相次ぎ、食の安全・安心への関心が高まっています。

本市では、平成15年5月に制定された食品安全基本法や平成15年に大幅に改正された食品衛生法の趣旨を踏まえ、積極的に食の安全確保を図るため、平成17年3月に「食の安全基本方針」を策定しました。

この基本方針では、総合的な食の安全の確保を図る上での基本的な考え方、市民に身近でわかりやすい施策の方向性を示すため、行政、事業者及び消費者の役割を明らかにするとともに、本市の施策について6つの取組方針を定めています。

これらの取り組みをさらに実効性あるものにするため、平成20年度より「食の安全基本方針アクションプラン」を策定することとしました。

このアクションプランは、基本方針で定められた取組に対応した事業について市民にわかりやすく紹介するとともに、数値目標等(※注)の設定が可能なものについてはこれらを定めて進行管理を行っていくものであり、年度ごとに策定します。

本市ではこのアクションプランに沿って、埼玉県をはじめ関係自治体や食品事業者、消費者と連携を図りながら、食の安全・安心対策に取り組んでまいります。

※注

- ・質の向上を目指す事業等については、目標とする水準に向けての方策等を定めます。
- ・発生数を合理的に予測しがたい事業については、数値目標設定の対象外とします。

2 アクションプランの性格

アクションプランは、さいたま市食の安全基本方針で定められている「6つの基本的な取組」及び「具体的な取組」に沿って、食の安全・安心の実現に向けて関係各課所が実施している事業を市民にわかりやすく紹介するとともに数値目標等を掲げることにより、本市の食の安全確保に対する取り組みを確かなものとするための具体的な行動計画とするものです。

なお、平成31(2019)年度のアクションプランでは、61のアクションに取りまとめています。

3 計画期間

計画期間は単年度とし、年度毎に事業が目指す目標を定めていきます。

4 進行管理

アクションプランに基づく施策の進行管理は、食品・医薬品安全課が行い、当該年度の実施結果及び翌年度の実施目標等について、「さいたま市食の安全委員会」に報告し、意見等を反映させていきます。

法律や制度改正による基本方針の見直しや、事業の実施状況に変更が生じる場合には見直しを行います。

5 施策の体系図

| | |
|--|--|
| <p>I.食の安全に関する情報を迅速にわかりやすく提供します</p> | <p>I-(1) 広報媒体を活用した情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ア)ホームページによる市民への情報提供の充実 イ)市報さいたまやフェイスブック等を活用した情報の配信 ウ)監視指導の実施状況の公表 <p>I-(2) 消費者、事業者及び行政の積極的な意見交換と消費者主体の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ア)食の安全委員会の開催 イ)食の安全に関する消費生活講座の開催 ウ)食の安全に関する説明会等の開催 エ)出前講座の実施 オ)食の安全市民ネットワーク推進員の設置 <p>I-(3) 食の安全に関する知識の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ア)啓発用品による食の安全意識の普及 イ)説明会等の開催による食の安全に関する知識の普及啓発 ウ)一日食品衛生監視員の開催 エ)細菌性食中毒予防対策街頭キャンペーンの実施 オ)ノロウイルス食中毒予防対策街頭キャンペーンの実施 カ)ノロウイルス対策研修会の開催 キ)食の安全・安心市民講習会の開催 |
| <p>II.食の安全に関する相談に積極的に応じます</p> | <p>II-(1) 相談等への迅速な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ア)保健所による食の安全に関する相談の受付 イ)消費生活相談の受付 <p>II-(2) 相談等における関係部局との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ア)庁内調整組織としての食の安全対策会議等の開催 イ)国・県・他政令市等との連携強化 |
| <p>III.食品の安全性を確保するための監視、指導及び検査を強化します</p> | <p>III-(1) 監視指導計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ア)食品衛生監視指導計画の策定 <p>III-(2) 生産、製造、加工、流通、販売及び調理の各段階における監視指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ア)市内営業施設に対する食品衛生監視指導 <p>III-(3) 食品衛生検査の信頼性確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ア)食品衛生検査施設業務管理体制の充実 イ)食品衛生検査施設の外部精度管理調査への参加 <p>III-(4) 検査体制の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ア)市内生産、製造、流通及び販売食品の検査の実施 イ)施設の衛生指導に係る検査の実施 ウ)検査機能の充実 <p>III-(5) 食肉処理における食肉の安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ア)スクリーニング検査の実施 イ)と畜検査等の実施 <p>III-(6) 学校、保育園、福祉施設等給食関係者への講習会、指導等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ア)学校給食衛生管理講習会の実施 イ)学校給食用食材の微生物検査の実施 ウ)学校給食用食材の理化学検査の実施 エ)学校給食用食材及び調理器具等の細菌検査の実施 オ)学校給食用の食器・器具等の化学検査の実施 カ)腸内細菌検査の実施 キ)啓発用品による食の安全意識の普及 ク)ノロウイルス対策研修会の開催 ケ)食品関係事業者等への衛生教育の実施 コ)高齢者向け食事提供サービス等に対する食品衛生支援の実施 |

| | |
|--|--|
| <p>IV.事業者の自主的な衛生管理と食品表示の適正化を推進します</p> | <p>IV-(1) 事業者への研修実施</p> <p>ア)食品関係事業者等への衛生教育の実施 イ)食品関係団体と連携した自主的な衛生管理の推進 ウ)高齢者向け食事提供サービス等に対する食品衛生支援の実施</p> <p>IV-(2) HACCP方式を導入した自主衛生管理の指導</p> <p>ア) HACCP方式による衛生管理手法の普及 イ) 食品衛生推進員による自主衛生管理の推進</p> <p>IV-(3) 適正でよりわかりやすい食品表示の指導・啓発</p> <p>ア)食品表示にかかる相談受付、指導及び啓発の実施</p> <p>IV-(4) 関係機関との連携強化</p> <p>ア)埼玉県食品表示監視協議会への出席</p> |
| <p>V.安全で安心できる食生活の一助として、地産地消を推進します</p> | <p>V-(1) 農薬の適正使用</p> <p>ア)農薬等使用研修会の開催</p> <p>V-(2) 環境にやさしく、安全で付加価値の高い農畜水産物の普及</p> <p>ア)特別栽培農産物の認証制度の推進</p> <p>V-(3) 消費者と生産者の相互理解の推進</p> <p>ア)各種農業関係イベントへの支援</p> |
| <p>VI.市民一人ひとりが食を大切に思う気持ちと、望ましい食習慣を身につけるため、「食育」を推進します</p> | <p>VI-(1) 食育推進計画の推進</p> <p>ア)第3次さいたま市食育推進計画の推進における会議の開催 イ)食育の普及啓発</p> <p>VI-(2) 食への関心を深めるための体験・体感学習の推進</p> <p>ア)親子食育講座の開催 イ)サイエンスラボの開催 ウ)一日食品衛生監視員の開催</p> <p>VI-(3) 学校における食育の推進</p> <p>ア)学校の教育活動全体を通じて行う食育への支援 イ)学校訪問指導 ウ)栄養教諭の配置及び配置校での研修 エ)教職員を対象とした研修の実施 オ)啓発活動</p> <p>VI-(4) 栄養バランスのとれた食生活の定着</p> <p>ア)自分にとって適切な食事の内容・量の普及啓発 イ)栄養関係団体等への育成支援 ウ)食生活改善推進員の育成支援 エ)食生活改善推進員養成講座の開催 オ)学校給食における地場産食材の活用及び日本型食生活や食文化の伝承</p> <p>VI-(5) 食を通じた健康づくりのための情報提供</p> <p>ア)生活習慣病等予防教室の開催 イ)生活習慣病予防学校検診の実施 ウ)健康づくり協力店における健康づくりに関する情報・バランスメニューの提供の推進</p> <p>VI-(6) 「確かな目もって食べる」ための知識の啓発</p> <p>ア)保健機能食品等についての正しい知識の普及啓発</p> |

6 個別施策



I 食の安全に関する情報を迅速にわかりやすく提供します

I-(1) 広報媒体を活用した情報提供

ア) ホームページによる市民への情報提供の充実

【健康増進課、食品・医薬品安全課】

ポータルサイト「さいたま市食育・健康なび」において、食育に関する市及び各種団体からの一元的な情報発信・情報交換を図ります。また、市ホームページ等を通じ、食中毒事件や規格基準違反食品などの情報を、より正確にわかりやすく提供していきます。

| アクション1 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|-----------------------------|--------------------|----------------|----------------|
| 「さいたま市食育・健康なび」による食育に関する情報発信 | 正確でわかりやすい情報の提供に努めた | 正確でわかりやすい情報の提供 | 正確でわかりやすい情報の提供 |
| 市ホームページ等を通じた食の安全情報の発信 | 正確でわかりやすい情報の提供に努めた | 正確でわかりやすい情報の提供 | 正確でわかりやすい情報の提供 |

イ) 市報さいたまやフェイスブック等を活用した情報の配信

【食品・医薬品安全課】

「市報さいたま」や広報課所管の市フェイスブック等を活用した情報の配信を行うことにより、食の安全に関する情報提供を拡大していきます。

| アクション2 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|--------------------------|--------------------|----------------|----------------|
| 「市報さいたま」やフェイスブック等による情報配信 | 正確でわかりやすい情報の提供に努めた | 正確でわかりやすい情報の提供 | 正確でわかりやすい情報の提供 |

ウ) 監視指導の実施状況の公表

【食品・医薬品安全課】

ホームページを活用し、毎年度の監視指導計画の実施結果を翌年度6月末までに公表するとともに、夏期や年末の一斉監視結果についても、その都度公表します。また、実施状況については、四半期毎に集計結果を公表します。

| アクション3 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|------------------|--------|--------|--------|
| 食品衛生監視指導計画実施結果公表 | 6月末 | 6月末 | 6月末 |
| 食品衛生監視指導計画実施状況公表 | 四半期毎 | 四半期毎 | 四半期毎 |

I-(2) 消費者、事業者及び行政の積極的な意見交換と消費者主体の活動支援

ア) 食の安全委員会の開催

【食品・医薬品安全課】

消費者、事業者、生産者及び学識経験者で構成される「食の安全委員会」を開催し、食の安全・安心の確保を図るための意見・提言をいただき、よりよい施策の策定に努めます。

| アクション4 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|------------|--------|--------|--------|
| 食の安全委員会の開催 | 年4回 | 年4回 | 年4回 |

イ) 食の安全に関する消費生活講座の開催

【消費生活総合センター】

消費者の支援を目的として、食の安全や環境にやさしい消費生活などのテーマを取り上げた講座を開催します。

| アクション5 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 消費生活講座の開催 | 年5講座 | 年6講座 | 年6講座 |

ウ) 食の安全に関する説明会等の開催

【食品・医薬品安全課】

食の安全に関する知識の普及啓発のため、市民を対象とした説明会等の開催を通じ、関係者間の意見交換する場を提供します。

| アクション6 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 食の安全フォーラムの開催 | 年3回 | 年2回 | 年2回 |
| サイエンスカフェの開催 | 年1回 | 年2回 | 年2回 |

エ) 出前講座の実施

【食品・医薬品安全課】

市民や関係機関等からの要請に応じ、地域の集まり等の場に伺って食の安全に関する出前講座を実施します。

| アクション7 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|-----------------|----------|--------|--------|
| 食の安全に関する出前講座の実施 | 100%(3回) | 100%※ | 100%※ |

※対応可能な要請について100%の実施を目指します。

オ) 食の安全市民ネットワーク推進員の設置

【食品・医薬品安全課】

前年度食の安全・安心市民講習会受講生のうち希望者を対象に、地域と行政を結び食の安全情報等の伝達や日頃の購買活動等の中での衛生上の疑問点を市に報告する役割を担う「食の安全市民ネットワーク推進員」を委嘱するとともに、年3回のネットワーク会議を開催し、地域で発信する情報の共有や意見交換などを行います。

| アクション8 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|-------------------|--------|--------|--------|
| 食の安全市民ネットワーク推進員委嘱 | 7名 | 6名以上 | 6名以上 |
| 食の安全市民ネットワーク会議の開催 | 年3回 | 年3回 | 年3回 |

I-(3) 食の安全に関する知識の普及啓発

ア) 啓発用品による食の安全意識の普及

【食品・医薬品安全課】

食の安全に関するさまざまな情報を、ハンドブックやリーフレットなどの啓発品により提供し、安全性確保のための知識の普及に努めます。

| アクション9 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|---------------------------------|----------------|------------------|------------------|
| 食の安全に関するリーフレット等の配布 | 窓口及びイベントで配布した。 | 情報提供機会(イベント等)の活用 | 情報提供機会(イベント等)の活用 |
| 細菌性食中毒予防対策 市内小中学生用啓発品の配布 | 76,280部 | 市内小学校児童数・中学校学級数 | 市内小学校児童数・中学校学級数 |
| 細菌性食中毒予防対策 街頭用啓発品の配布 | 754部 | 750部 | 750部 |
| ノロウイルス食中毒予防対策 社会福祉施設等用啓発品の配布 | 4,008部 | 2,000部 | 3,000部 |
| ノロウイルス食中毒予防対策 街頭用啓発品の配布 | 800部 | 750部 | 750部 |

イ) 説明会等の開催による食の安全に関する知識の普及啓発

【食品・医薬品安全課】

「食の安全フォーラム」や「サイエンスカフェ」を開催して、食の安全に関する知識の普及啓発を図ります。

| 再掲 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 食の安全フォーラム | 年3回 | 年2回 | 年2回 |
| サイエンスカフェの開催 | 年1回 | 年2回 | 年2回 |

※アクション6の再掲

ウ) 一日食品衛生監視員の開催

【食品衛生課】

消費者が一日食品衛生監視員となり、食品製造等施設の衛生管理や食品表示等の監視、食品衛生に関わる実習・観察等を体験し、食品衛生に関する知識の普及を図ります。

| アクション10 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 一日食品衛生監視員の開催 | 年1回 | 年1回 | 年1回 |

エ) 細菌性食中毒予防対策街頭キャンペーンの実施

【食品・医薬品安全課】

夏の食の安全注意報事業の一環として、食肉等の生食や加熱不足による細菌性食中毒を予防するための街頭キャンペーンを実施します。

| アクション11 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 街頭キャンペーンの実施 | 年1回 | 年1回 | 年1回 |

オ) ノロウイルス食中毒予防対策街頭キャンペーンの実施

【食品・医薬品安全課】

冬の食の安全注意報事業の一環として、ノロウイルスによる食中毒を予防するための街頭キャンペーンを実施します。

| アクション12 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 街頭キャンペーンの実施 | 年1回 | 年1回 | 年1回 |

カ) ノロウイルス対策研修会の開催

【食品・医薬品安全課】

冬の食の安全注意報事業の一環として、保育園職員等を対象に「ノロウイルス対策研修会」を開催し、具体的な予防方法(二次感染の防止など)を学んでいただきます。

| アクション13 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|----------------|--------|--------|--------|
| ノロウイルス対策研修会の開催 | 年1回 | 年1回 | 年1回 |

キ) 食の安全・安心市民講習会の開催

【食品・医薬品安全課】

食の安全に関する正しい知識の習得と見識を高めていただくことを目的に、講義形式中心の食の安全・安心市民講習会を開催します。

| アクション14 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|-----------------|--------|--------|--------|
| 食の安全・安心市民講習会の開催 | 年7回 | 年7回 | 年7回 |





Ⅱ 食の安全に関する相談に積極的に応じます

Ⅱ－(1) 相談等への迅速な対応

ア) 保健所による食の安全に関する相談の受付

【食品衛生課】

市民から寄せられる食に関する相談や苦情に対して、休日の当番を決めて常時対応できる体制を敷いています。

| アクション15 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|--------------|--------|----------|----------|
| 食の安全に関する相談受付 | 307件 | 迅速で丁寧な対応 | 迅速で丁寧な対応 |

イ) 消費生活相談の受付

【消費生活総合センター】

消費生活相談の一環として、食品の消費者被害に関する相談を受けることにより、食品に係る消費者被害からの救済を図ります。

| アクション16 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|------------------|--------|----------|----------|
| 食品の消費者被害に関する相談受付 | 480件 | 迅速で丁寧な対応 | 迅速で丁寧な対応 |

Ⅱ－(2) 相談等における関係部局との連携

ア) 庁内調整組織としての食の安全対策会議等の開催

【食品・医薬品安全課】

食の安全・安心に関して、庁内横断的な課題について意見交換や検討を行う食の安全対策会議を開催し、また、課題の詳細な検討のため、必要に応じ「担当者会議」を開催し関係部局の連携強化を図ります。

| アクション17 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|-------------|--------|-----------|-----------|
| 食の安全対策会議の開催 | 年3回 | 年3回 | 年3回 |
| 担当者会議の開催 | — | 必要時の迅速な開催 | 必要時の迅速な開催 |

イ) 国・県・他政令市等との連携強化

【食品・医薬品安全課】

厚生労働省、消費者庁をはじめ、埼玉県などの都道府県、他の政令市等との情報共有を密にすることにより、消費者被害への対応や広域流通食品による違反食品の流通防止を図るため連携を強化します。

| アクション18 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|-----------------------------|--------|--------|--------|
| 広域連携協議会の出席 | — | — | 年1回 |
| 全国食品衛生主管課長会議の出席 | 年1回 | 年1回 | 年1回 |
| 関東甲信越静ブロック食品衛生主管課長会議の出席 | 年1回 | 年1回 | 年1回 |
| 二十一大都市食品衛生主管課長会議の出席 | 年1回 | 年1回 | 年1回 |
| 埼玉県及び川越市・越谷市・川口市との連絡調整会議の出席 | 年2回 | 年2回 | 年2回 |
| 首都圏食品衛生担当課長食中毒防止連絡会の出席 | 年1回 | 年1回 | 年1回 |



Ⅲ 食品の安全性を確保するための監視、指導及び検査を強化します

Ⅲ－(1) 監視指導計画の策定

ア) 食品衛生監視指導計画の策定

【食品・医薬品安全課】

市民が安心して食生活をおくることができるよう、総合的な食の安全確保を図るため、食品衛生法に基づき、さいたま市食品衛生監視指導計画を策定し、これにより監視指導を行います。

| アクション19 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|---------------|--------|--------|--------|
| 食品衛生監視指導計画の策定 | 年1回 | 年1回 | 年1回 |

Ⅲ－(2) 生産、製造、加工、流通、販売及び調理の各段階における監視指導の充実

ア) 市内営業施設に対する食品衛生監視指導

【食品衛生課】

食品衛生監視指導計画に基づき、大宮市場及び浦和市場を含む市内営業施設等について、ふき取り検査等を取り入れた効果的で綿密、かつ効率的な監視指導を行います。

また、HACCP義務化を見据え、一般衛生管理の実施状況を確認するとともに、HACCP方式による衛生管理手法の普及を図り、かつ導入に向けた相談に応じ、助言を行います。

| アクション20 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|------------------------|---------|---------|---------|
| 食品衛生法による許可を要する施設の監視件数 | 9,601件 | 10,000件 | 9,500件 |
| 食品衛生法による許可を要しない施設の監視件数 | 9,288件 | 11,000件 | 10,000件 |
| 条例による許可を要する施設の監視件数(再掲) | 5,248件 | 5,000件 | 5,000件 |
| 合計 | 18,889件 | 21,000件 | 19,500件 |

Ⅲ－(3) 食品衛生検査の信頼性確保

ア) 食品衛生検査施設業務管理体制の充実

【食品・医薬品安全課】

信頼性確保部門の食品・医薬品安全課が食品衛生課、食肉衛生検査所及び生活科学課の試験品採取等の状況や試験検査の実施状況を点検し、検査が適切に行われるように努めます。

| アクション21 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|---------|--------|--------|--------|
| 内部点検の実施 | 年2回 | 年2回 | 年2回 |

イ) 食品衛生検査施設の外部精度管理調査への参加

【食品・医薬品安全課、生活科学課】

厚生労働省が適合確認した機関が実施する精度管理調査に参加し、検査の精度を適正に保つことに努めます。

| アクション22 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 外部精度管理調査への参加 | 年12回 | 年12回 | 年12回 |

Ⅲ－(4) 検査体制の充実強化

ア) 市内生産、製造、流通及び販売食品の検査の実施

【食品衛生課、食肉衛生検査所、生活科学課】

市内で生産、製造、流通及び販売される食品について、計画的に理化学検査や微生物検査を行い、違反食品等を排除して食品の安全性確保に努めます。

<食品衛生課>

| アクション23 | | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|---------|-----|--------|--------|--------|
| 検査検体数 | 理化学 | 531 | 510 | 520 |
| 検査検体数 | 微生物 | 427 | 420 | 410 |
| 検査項目数 | 理化学 | 44,001 | 39,400 | 38,000 |
| 検査項目数 | 微生物 | 895 | 1,010 | 980 |

<食肉衛生検査所>

| アクション24 | | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|---------|---------------|--------|--------|--------|
| 検査検体数 | 理化学モニタリング(収去) | 20 | 20 | 20 |
| 検査項目数 | 理化学モニタリング(収去) | 1,060 | 1,115 | 1,025 |

イ) 施設の衛生指導に係る検査の実施

【食品衛生課】

科学的根拠に基づいた監視指導のため、市場内及び市内の食品製造施設等の検査を実施します。

| アクション25 | | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|-----------------|--------|--------|------------|------------|
| まぐろ取扱い施設等 | ふき取り検査 | 60検体 | 50検体 | 50検体 |
| 活魚水槽水検査(腸炎ビブリオ) | | 30検体 | 30検体 | 30検体 |
| 食品製造施設等の | ふき取り検査 | 24検体 | 衛生指導に必要な検体 | 衛生指導に必要な検体 |

ウ) 検査機能の充実

【生活科学課】

食品衛生法に基づく規格基準等の検査及び食中毒や苦情等の原因調査に必要な検査を実施するために、厚生労働省からの検査に係る新たな通知等に計画的に対応(最新の検査法の導入、作業手順書の改定、担当職員の検査技術研修)し、検査機能の充実に努めます。

| アクション26 | | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|-------------|--|----------|--------|--------|
| 検査法改定・整備の実施 | | 100%(9件) | 100% | 100% |

Ⅲ－(5) 食肉処理における食肉の安全性の確保

ア) スクリーニング検査の実施

【食肉衛生検査所】

BSEの疑いがある症状又は原因不明の全身症状を呈する牛等に対して、BSEスクリーニング検査を実施します。

| アクション27 | | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|--------------|--|--------|---------|---------|
| BSEスクリーニング検査 | | 5頭 | 検査対象の牛等 | 検査対象の牛等 |

イ) と畜検査等の実施

【食肉衛生検査所、生活科学課】

と畜場や食鳥処理場で処理される食肉等について、法に基づき、1頭ごとに目視による検査を行い、必要に応じて精密検査を実施します。

| アクション28 | | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|-------------|--|---------|------------|------------|
| と畜検査頭数 | | 57,758頭 | 全頭 | 全頭 |
| 精密検査(微生物検査) | | 539検体 | 疾病診断に必要な検体 | 疾病診断に必要な検体 |
| 精密検査(理化学検査) | | 53検体 | 疾病診断に必要な検体 | 疾病診断に必要な検体 |
| 精密検査(病理検査) | | 324検体 | 疾病診断に必要な検体 | 疾病診断に必要な検体 |

Ⅲ－(6) 学校、保育園、福祉施設等給食関係者への講習会、指導等の充実

ア) 学校給食衛生管理講習会の実施

【健康教育課】

学校給食による食中毒の発生を防止するため、学校給食関係者の衛生意識の高揚や衛生管理の徹底を図ります。

| アクション29 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|----------------|--------|--------|--------|
| 学校給食衛生管理講習会の開催 | 年1回 | 年1回 | 年1回 |

イ) 学校給食用食材の微生物検査の実施

【健康教育課】

学校給食用食材を購入し、調理して児童生徒に給食を提供する立場から、学校給食における食中毒予防とその安全な実施に資するため、使用する食材について定期的に微生物検査を実施します。

| アクション30 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|-----------------|--------|--------|--------|
| 学校給食用食材の微生物検査実施 | 年2回8校 | 年2回8校 | 年2回8校 |

ウ) 学校給食用食材の理化学検査の実施

【健康教育課】

学校給食における食中毒予防とその安全に資するため、使用する食材について残留農薬、ヒスタミン、食品添加物の理化学検査を実施します。

| アクション31 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|-----------------|--------|--------|--------|
| 学校給食用食材の理化学検査実施 | 年1回4校 | 年1回4校 | 年1回4校 |

エ) 学校給食用食材及び調理器具等の細菌検査の実施

【健康教育課】

学校給食に使用する食材及び食器や器具、調理員の手などの細菌検査を実施します。

| アクション32 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|---------------------|--------|--------|--------|
| 学校給食用食材・調理器具等細菌検査実施 | 年1回 | 年1回 | 年1回 |

オ) 学校給食用の食器・器具等の化学検査の実施

【健康教育課】

学校給食に使用する食器や器具等の澱粉性残留物、脂肪性残留物の検査を実施します。

| アクション33 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|-------------------|--------|--------|--------|
| 学校給食用食器・器具等化学検査実施 | 年2回 | 年2回 | 年2回 |

カ) 腸内細菌検査の実施

【健康教育課】

学校給食に従事する職員を対象として、腸内細菌検査を実施します。

| アクション34 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|------------------|--------|--------|--------|
| 学校給食従事者の腸内細菌検査実施 | 年24回 | 年24回 | 年24回 |

キ) 啓発用品による食の安全意識の普及

【食品・医薬品安全課】

食の安全に関するさまざまな情報を、ハンドブックやリーフレットなどの啓発品により提供し、安全性確保のための知識の普及に努めます。

| 再掲 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|---------------------------------|---------|---------------------|---------------------|
| 細菌性食中毒予防対策 市内小中学生用啓発品の配布 | 76,280部 | 市内小学校児童 数・中学校学級数 | 市内小学校児童 数・中学校学級数 |
| ノロウイルス食中毒予防対策 社会福祉施設等用啓発品の配布 | 4,008部 | 2,000部 | 3,000部 |

※アクション9の一部再掲

ク) ノロウイルス対策研修会の開催

【食品・医薬品安全課】

冬の食の安全注意報事業の一環として、保育園職員等を対象に「ノロウイルス対策研修会」を開催し、具体的な予防方法(二次感染の防止など)を学んでいただきます。

| 再掲 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|----------------|--------|--------|--------|
| ノロウイルス対策研修会の開催 | 年1回 | 年1回 | 年1回 |

※アクション13の再掲

ケ) 食品関係事業者等への衛生教育の実施

【食品衛生課】

食品関係に従事する事業者等に対して、自主的な衛生管理意識を高揚させるため、食中毒予防衛生講習会等の衛生教育を実施します。

| 再掲 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|---------|--------|--------|--------|
| 給食従事者 | 8回 | 5回 | 5回 |
| 福祉関係従事者 | 2回 | 1回 | 1回 |

※アクション35の一部再掲

コ) 高齢者向け食事提供サービス等に対する食品衛生支援の実施

【食品衛生課】

食の安全面でのハイリスク者である高齢者向け配食サービス事業等の拡充に合せ、食中毒の未然防止や食事提供等に従事するボランティア団体等に対する食品衛生の向上を図ります。

| 再掲 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|-------------------|--------|--------|--------|
| 簡易検査キットを用いた衛生チェック | 12施設 | 10施設 | 10施設 |

※アクション37の再掲





IV 事業者の自主的な衛生管理と食品表示の適正化を推進します

IV-(1) 事業者への研修実施

ア) 食品関係事業者等への衛生教育の実施

【食品衛生課】

食品関係に従事する事業者等に対して、自主的な衛生管理意識を高揚させるため、食中毒予防衛生講習会等の衛生教育を実施します。

| アクション35 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|----------------------|--------|--------|--------|
| 食品衛生講習会の開催 | 計52回 | 計45回 | 計47回 |
| (内訳)食品関係事業者(市場関係者含む) | 37回 | 35回 | 37回 |
| 給食従事者 | 8回 | 5回 | 5回 |
| 福祉関係従事者 | 2回 | 1回 | 1回 |
| 食の安全市民講習会 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 教育関係者 | 0回 | 1回 | 1回 |
| 一般市民 | 4回 | 2回 | 2回 |

イ) 食品関係団体と連携した自主的な衛生管理の推進

【食品・医薬品安全課】

飲食店等の営業(一部の販売業等を除く。)に義務付けられている食品衛生責任者の設置を促進するため、市内食品関係団体と連携して食品衛生責任者の養成等を推進します。

| アクション36 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|---------------------|--------|--------|--------|
| 食品衛生責任者養成講習会実施機関の指定 | 指定 | 指定 | 指定 |

ウ) 高齢者向け食事提供サービス等に対する食品衛生支援の実施

【食品衛生課】

食の安全面でのハイリスク者である高齢者向け配食サービス事業等の拡充に合せ、食中毒の未然防止や食事提供等に従事するボランティア団体等に対する食品衛生の向上を図ります。

| アクション37 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|-------------------|--------|--------|--------|
| 簡易検査キットを用いた衛生チェック | 12施設 | 10施設 | 10施設 |

IV-(2) HACCP方式を導入した自主衛生管理の指導

ア) HACCP方式による衛生管理手法の普及

【食品衛生課】

食品関係施設に対してHACCP方式による衛生管理手法を普及するため、講習会を実施します。

| アクション38 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|---------------------|--------|--------|--------|
| 食品衛生講習会(HACCP関係)の開催 | 5回 | 5回 | 5回 |

新 Ⅰ) 食品衛生推進員による自主衛生管理の推進

【食品・医薬品安全課】

食品衛生法第61条に基づき、民間の協力者を食品衛生推進員として委嘱し、講習会等を通じて育成することにより、営業施設の巡回活動をはじめとした食品等事業者の食品衛生向上に関する自主的な活動を促進します。

| アクション39 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|------------|--------|--------|--------|
| 食品衛生推進員の委嘱 | - | - | 30名 |

Ⅳ- (3) 適正でよりわかりやすい食品表示の指導・啓発

ア) 食品表示にかかる相談受付、指導及び啓発の実施

【消費生活総合センター、食品衛生課、農業政策課、地域保健支援課、健康増進課、食品・医薬品安全課】

消費者が食品を選択する上で必要な食品表示を適正に行うよう、市内販売店などへの指導・啓発等を行います。

| アクション40 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|---|---------|-----------------|-----------------|
| 消費者からの食品表示に関する相談の中で、対応に問題がある事業者に対する、対応改善の要望等の実施 【消費生活総合センター】 | 18件 | 適正な食品表示の指導・啓発 | 適正な食品表示の指導・啓発 |
| 食品表示法の衛生事項に関する相談への対応・指導・啓発の実施 【食品衛生課】 | 112件 | | |
| 食品表示法に基づく適正な食品表示(品質事項)に関する相談への対応・指導・啓発の実施 【農業政策課】 | 72件 | | |
| 食品の適正な栄養成分表示及び虚偽誇大広告に関する相談への対応・指導の実施 【地域保健支援課・健康増進課】 | 66件 | | |
| 食の安全に関する説明会等での必要に応じた、食品表示に関する啓発リーフレット等の配布 【食品・医薬品安全課】 | 窓口で配布した | イベント等の情報提供機会の活用 | イベント等の情報提供機会の活用 |

Ⅳ- (4) 関係機関との連携強化

ア) 埼玉県食品表示監視協議会への出席

【消費生活総合センター、食品・医薬品安全課、農業政策課】

食品表示の監視等に関する関係機関の連携強化を図るため、関東農政局が中心となって開催する、埼玉県内の食品表示行政担当部局等の表示情報共有や意見交換のため会議に参加します。

| アクション41 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|-----------------|--------|--------|--------|
| 埼玉県食品表示監視協議会の出席 | 年2回 | 年2回 | 年2回 |





V 安全で安心できる食生活の一助として、地産地消を推進します

V-1 農薬の適正使用

ア) 農薬等使用研修会の開催

【農業政策課】

農薬の適正使用にあたって、農業協同組合等と連携を図りながら、農業者に対する農薬の適正使用や農薬に頼らない防除技術の導入、使用履歴の記帳の推進に努めます。

また、一般市民も対象とした農薬の適正使用の遵守に向け、リーフレット等の配布により啓発活動を行います。

| アクション42 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 農薬等使用研修会の開催 | 年22回 | 年26回 | 年26回 |

V-2 環境にやさしく、安全で付加価値の高い農畜水産物の普及

ア) 特別栽培農産物の認証制度の推進

【農業政策課】

農薬と化学肥料の使用量の削減と環境にやさしい農業と農畜産物の安全・安心の確保に向け、農薬・化学肥料の使用量や回数を県が定めた基準の5割以下に減らす「特別栽培農産物認証制度」の推進に努めます。

| アクション43 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 特別栽培農産物認証件数 | 年322件 | 年238件 | 年279件 |

V-3 消費者と生産者の相互理解の推進

ア) 各種農業関係イベントへの支援

【農業政策課】

消費者と生産者の交流の促進の一環として、農業祭をはじめとする各種農業関係イベントへの積極的な支援を行うとともに、農情報ガイドブックの充実を図り、消費者への情報の提供に努めます。

| アクション44 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|---------|--------|--------|--------|
| イベントの開催 | 年23回 | 年24回 | 年24回 |





VI 市民一人ひとりが食を大切に思う気持ちと、望ましい食習慣を身につけるため、「食育」を推進します

VI-1 食育推進計画の推進

ア) 第3次さいたま市食育推進計画の推進における会議の開催

【健康増進課】

市民の心と身体の健康を培い、豊かな人間性、自然への感謝の気持ちを育むことを目指し、市民、地域、各種団体などと行政が協働し、食育を推進します。
食育推進協議会及び食育推進担当者会議を開催し、第3次さいたま市食育推進計画の推進のため食育に関する庁内外の連携・調整等を図ります。

| アクション45 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 食育推進協議会の開催 | 年3回 | 年2回 | 年2回 |
| 食育推進担当者会議の開催 | 年3回 | 年2回 | 年2回 |

イ) 食育の普及啓発

【健康増進課】

市民への食育の普及啓発のためにポスター及びリーフレット等を作成し活用します。
ポータルサイト「さいたま市食育・健康なび」において、食育に関する市及び各種団体からの一元的な情報発信・情報交換を図ります。

| アクション46 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|---------------------------------|--------------------|----------------|----------------|
| 「さいたま市食育・健康なび」による情報発信(アクション1再掲) | 正確でわかりやすい情報の提供に努めた | 正確でわかりやすい情報の提供 | 正確でわかりやすい情報の提供 |
| 食育に関する媒体による普及 | 6種類 | 6種類 | 6種類 |

VI-2 食への関心を深めるための体験・体感学習の推進

ア) 親子食育講座の開催

【保健センター】

食習慣の基礎づくりの時期である幼児期の親子を対象に、望ましい食習慣を理解し、実践できるようになることを目的に実施します。

| アクション47 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|---------|--------|--------|--------|
| 食育講座の開催 | 年4回 | 年5回 | 年5回 |

イ) サイエンスラボの開催

【生活科学課】

健康科学研究センターでは、小学校高学年とその保護者や高校生を対象に科学教室を開催し、実験を通じて食品への関心と興味を啓発を図ります。

| アクション48 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|------------|--------|--------|--------|
| サイエンスラボの開催 | 2プログラム | 2プログラム | 2プログラム |

ウ) 一日食品衛生監視員の開催

【食品衛生課】

消費者が一日食品衛生監視員となり、食品製造等施設の衛生管理や食品表示等の監視、食品衛生に関わる実習・観察等を体験し、食品衛生に関する知識の普及を図ります。

| 再掲 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 一日食品衛生監視員の開催 | 年1回 | 年1回 | 年1回 |

※アクション10の再掲

VI-3 学校における食育の推進

ア) 学校の教育活動全体を通じて行う食育への支援

【健康教育課】

各学校では、教職員が食育全体計画に基づき、学校給食を教材として活用し、給食の時間はもとより、関連教科等における食に関する指導を意図的、計画的、継続的に取り組みます。

イ) 学校訪問指導

【健康教育課】

保健室・給食室の訪問指導や新規採用研修対象者の訪問指導を行います。

| アクション49 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|----------------|--------|--------|--------|
| 保健室・給食室の訪問指導 | 年56校 | 年56校 | 年54校 |
| 新規採用研修対象者の訪問指導 | 年1回 | 年1回 | 年1回 |

ウ) 栄養教諭の配置及び配置校での研修

【健康教育課】

「学校における食育」の推進のために、市内の学校へ栄養教諭を配置します。栄養教諭の配置校では、学校全体で学校における食育を進めています。

| アクション50 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|----------------|--------|--------|--------|
| 栄養教諭の配置(新規採用校) | 11校 | 8校 | 8校 |

エ) 教職員を対象とした研修の実施

【健康教育課】

食育推進担当者研修会、栄養教諭・学校栄養職員研修会、学校給食週間記念行事等を実施します。

| アクション51 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|-------------------|--------|--------|--------|
| 食育推進担当者研修会の開催 | 年1回 | 年1回 | 年1回 |
| 栄養教諭・学校栄養職員研修会の開催 | 年3回 | 年3回 | 年3回 |
| 学校給食週間記念行事の開催 | 年1回 | 年1回 | 年1回 |

オ) 啓発活動

【健康教育課】

健康づくり標語の募集等を行います。

| アクション52 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 健康づくり標語の応募数 | 938人 | 950人 | 950人 |
| 食育推進ポスターの応募数 | 103枚 | 70枚 | 70枚 |

Ⅵ-(4) 栄養バランスのとれた食生活の定着

ア) 自分にとって適切な食事の内容・量の普及啓発

【保健センター】

食事は楽しく、バランスよく、そして適量をとることが大切であり、そのための方法についてパンフレット等を活用しながら普及啓発を図ります。

| アクション53 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|-----------|---------|---------|---------|
| パンフレットの配布 | 10,372部 | 10,000部 | 10,000部 |

イ) 栄養関係団体等への育成支援

【地域保健支援課】

健康づくりの環境を整備するため、給食施設や地域における健康づくりに携わっている栄養関係団体等に対し、育成、支援を行います。

| アクション54 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|----------------|--------|--------|--------|
| 栄養関係団体育成研修会の開催 | 年4回 | 年3回 | 年3回 |

ウ) 食生活改善推進員の育成支援

【地域保健支援課、保健センター】

食生活改善推進等を行うボランティア団体の活動に対し、研修会を開催するなどの育成支援を行います。

| アクション55 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|-----------------------------|-------------|-------------|-------------|
| 食生活改善推進員協議会研修会の開催回数(総会・理事会) | 年5回 | 年4回 | 年4回 |
| 食生活改善推進員協議会研修会の参加者数(総会・理事会) | 337人 | 300人 | 300人 |
| 食生活改善推進員10地区合同研修会の開催回数 | 年3回 | 年3回 | 年3回 |
| 食生活改善推進員10地区合同研修会の参加者数 | 242人 | 150人 | 150人 |
| 食生活改善推進員育成教室の開催 | 年111回 | 年84回 | 年84回 |
| 食生活改善推進員育成教室の会員数(参加者数) | 603(1,857)人 | 600(1,500)人 | 600(1,500)人 |

エ) 食生活改善推進員養成講座の開催

【保健センター】

地域における食生活改善のための組織的活動を行う推進員となって、ボランティア活動に参加できる市民を対象に、食生活改善推進員の養成講座を実施します。

| アクション56 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|-----------------|--------|--------|--------|
| 食生活改善推進員養成講座修了者 | 31人 | 40人 | 40人 |

オ) 学校給食における地場産食材の活用及び日本型食生活や食文化の伝承

【健康教育課】

学校給食において地場産物を活用した献立を作成します。また、郷土料理、伝承料理を取り入れた献立を作成します。

| アクション57 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|------------------|--------|--------|--------|
| 米飯給食の回数 | 3.6回/週 | 3.5回/週 | 3.5回/週 |
| 地場産物の活用率(食品数ベース) | 27.5% | 30.0% | 30.0% |

Ⅵ- (5) 食を通じた健康づくりのための情報提供

ア) 生活習慣病等予防教室の開催

【保健センター】

糖尿病や虚血性心疾患、脳血管疾患等の命にかかわる危険な病気の要因となる内臓脂肪症候群や歯周病などについての正しい知識を身につけ、生活習慣を見直すための教室を実施します。

| アクション58 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 生活習慣病予防教室の開催 | 年107回 | 年100回 | 年100回 |
| 歯周病予防教室の開催 | 年10回 | 年10回 | 年10回 |

イ) 生活習慣病予防学校検診の実施

【健康教育課】

市内公立小学校の小1～小3の肥満度20%以上、小4と中1においては、肥満度35%以上を検診対象者としています。各学校では、校内継続指導マニュアルに基づき、校内体制である健康サポートクラブへの参加を希望する者に対し、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等を中心に経過観察、継続指導を行います。また、対象者のうち肥満度35%以上かつ腹囲身長比0.5以上で、受診を希望する者に対し、医師、栄養教諭・学校栄養職員等による医療や栄養の個別指導を実施し、子どもたちの健康管理に努めていきます。

| アクション59 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|----------------|--------|--------|--------|
| 健康サポートクラブへの参加率 | 40.1% | 50.0% | 40.0% |

ウ) 健康づくり協力店における健康づくりに関する情報・バランスメニューの提供の推進

【地域保健支援課】

健康づくりに関する情報の発信やバランスメニューを提供している飲食店を「健康づくり協力店」として指定し、ホームページなどで周知します。指定店舗については、年1回以上巡回を行います。

| アクション60 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|---------------|---------|---------|---------|
| 健康づくり協力店指定店舗数 | 55店舗 | 70店舗 | 80店舗 |
| 健康づくり協力店情報の発信 | 年1回+変更時 | 年1回+変更時 | 年1回+変更時 |

Ⅵ- (6) 「確かな目をもって食べる」ための知識の啓発

ア) 保健機能食品等についての正しい知識の普及啓発

【健康増進課、食品・医薬品安全課、地域保健支援課、食品衛生課】

特定保健用食品やいわゆる健康食品等についての正しい知識を普及啓発するため、食の安全に関する説明会等において必要に応じ、啓発リーフレット等の配布を行います。

| アクション61 | 29年度実績 | 30年度目標 | 31年度目標 |
|-----------|-------------|-----------------|-----------------|
| パンフレットの配布 | 窓口等での配布に努めた | 情報提供機会(説明会等)の活用 | 情報提供機会(説明会等)の活用 |

